

令和6年度 第1回笠間市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和6年7月11日（木）

午前10時から

2. 場 所 笠間市役所教育棟2階

2-1・2-2会議室

3. 構成員の現在数 12名

4. 出席者数 11名

5. 議事事項

①報告事項

第1号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計決算について	承認
第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算について	承認
第3号 笠間市国民健康保険税条例の一部改正について	承認
第4号 令和5年度平日夜間・日曜初期救急診療の状況について	承認

②その他の

- (1) 令和5年度笠間市特定健診の実施状況について（速報値）
- (2) 国民健康保険税率の改正に向けた検討について

6. 議事の経過の概要及びその結果

- (1) 山口市長より、委嘱状の交付をおこなった。（任期：R6.4.23～R9.4.22）
- (2) 会長及び会長代理の選任を行った。会長は、市川定子委員、会長代理は、鷹松丈人委員が選任された。
- (3) 笠間市国民健康保険規則第4条第4項の規定に基づき、市川定子会長が議長となる。近年、国保加入者は全国的にみても年々減少しており、それに伴い国保税も減収となっているところです。これから、2025年問題等、社会の構造や体制が大きく変化をし、さまざまな分野に影響をすることが予想されます。社会保障の担い手である労働人口は減って参りますし、これから、医療や介護の分野では、さまざまな課題が増加すると懸念しているところです。そうした中、委員の皆様には、笠間市国保の円滑な運営のために、忌憚のないご意見をいただき、ご協力を願い申し上げ、開会のあいさつとした。
- (4) 委員11名が出席したため、笠間市国民健康保険規則第4条第5項の規定により、会議が成立した。
- (5) 笠間市国民健康保険規則第6条に基づき、議長のほか、小室和子委員、島川清委員が会議録署名委員となった。
- (6) 次第に基づき議事を開始した。

【議長】

報告第1号、令和5年度笠間市国民健康保険特別会計決算についてを議題とします。

保険年金課より説明を求めます。

【保険年金課】

報告事項第1号、令和5年度笠間市国民健康保険特別会計決算状況についてご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

表の上段部、歳入決算額から各款ごとの収入済額についてご報告いたします。

第1款・国民健康保険税の収入額は13億9,999万3,241円になります。詳細につきましては、後ほど国保税担当のほうからご報告させていただきます。

第2款・使用料及び手数料102万2,700円は、税の納期限を20日過ぎた納付について1件当たり100円の督促手数料1万227件分を収入いたしました。

第3款・国庫支出金、1項1目・災害臨時特例補助金17万8,000円は、福島第一原発事故で被災区域から転入した被保険者に係る税及び一部負担金の免除額の10分の2相当を収入しました。

2目・社会保障税番号システム整備補助金は21万円ですが、マイナンバーカードの、保険証利用促進を目的としたリーフレットの作成、購入費分として収入いたしました。

3目・出産育児一時金臨時補助金14万2,000円は、出産育児一時金の増額に対するものとなります。こちらは令和5年度のみの補助金となります。

第4款・県支出金、保険給付費等交付金53億3,858万8,026円になります。

内訳は普通交付金51億8,388万2,168円、特別交付金として1億5,470万5,858円を収入いたしました。内訳につきましては備考欄をご参照頂ければと思います。前年度比較で約1億6,900万円の増額となっておりますが、主に普通交付金の増額によるものです。普通交付金は、市が支払った医療費を県に請求し、交付されるものとなります。増額の理由といたしましては、前年度より支出した、医療費が増額となったためと思われます。

第5款・財産収入、財政調整基金分の利子2万6,105円を収入いたしました。

第6款・繰入金、1項・他会計繰入金、一般会計からの繰入金として4億9,750万1,558円を繰入れいたしました。内訳は主なものといたしまして、備考欄にありますように事務費繰入金1億3,271万961円、保険基盤安定繰入金3億777万1,316円などとなります。前年度と比較いたしまして、約1,392万円の増額となっておりますが、こちらも主な理由といたしまして、その他繰入金が2,200万円の増額となっております。こちらはマル福に係る療養給付費負担金分となります。

2項・基金繰入金2億2,607万円、こちら財源不足のため財政調整基金より繰入れいたしました。

第7款・繰越金5,642万2,599円は前年度決算による、繰越金となります。

第8款・諸収入、1項・延滞金、加算金及び過料については、一般被保険者、国保税の延滞金を2,604万4,992円収入いたしました。

第2項・雑入、1目の第三者納付金は、相手側のいる交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金で、3目の返納金は、保険証の資格喪失後受診などによる医療費の返納金であります。合計で849万2,953円を収入いたしました。こちら第三者金の納付金の求償手続に関しましては、茨城県国民健康保険団体連合会へ委託しております。

5目・雑入では、特定健康診査の自己負担金425万3,000円や、生活習慣病予防教室での栄養教室参加者負担金として1万5,000円など、合計426万8,000円を収入いたしました。

以上、令和5年度の収入済額は、合計で75億5,896万174円となります。

前年度と比較いたしまして8,700万円ほどの増額となっておりますが、主な要因といたしまして、先ほどご説明いたしました、普通交付金の増が挙げられます。

続きまして、裏面2ページをお開き願います。

歳出決算額についてご説明いたします。

各項目の支出済額についてご報告いたします。

まず、第1款・総務費、1項1目・一般管理費の1億2,658万5,184円、内容は職員14人分の人物費、レセプト点検手数料、電算委託料などとなります。

第2目・連合会負担金215万9,528円を支出いたしました。

第2項・徴税費、1目・賦課徴収費835万4,011円は、国保税の賦課徴収に係る電算業務委託料、電話催告に係る会計年度任用職員報酬を支出いたしました。

第3項・運営協議会費13万3,762円は、報酬及び県国保運営協議会負担金等を支出いたしました。

第4項・趣旨普及費76万3,070円は、国保制度のパンフレット等の印刷製本費となります。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費は1から5目までの合計が45億5,342万6,263円。

こちらは医療機関での保険診療にあたる、療養給付費や柔道整復師の施術及び治療用補装具等の療養費、そのほか、審査支払い手数料などを支出いたしました。全体で、前年度比較約1億5,000万円の増額となっております。

第2項、高額療養諸費、1目と3目の合計が6億3,947万6,372円。こちらは被保険者の自己負担額のうち、限度額を超える医療費につきまして支出いたしました。全体で前年度比較、約3,000万円の増額となっております。こちらの要因といたしまして、入院日数の増によるものと考えております。

第4項・出産育児諸費、1,609万8,040円、出産一時金33件分、事務手数料32件分を支出いたしました。出産一時金に關しましては、令和5年度より、支給限度額が42万円から50万円と改正されております。全体で前年度比等を比較いたしまして、約269万円の増額となっております。

第5項・葬祭諸費610万円、葬祭費1件当たり5万円を122件分支出いたしました。

第6項、傷病手当金3万4,090円を支出しました。こちらにつきましては、件数としては2件となります。

続きまして、第3款・国民健康保険事業費納付金、1項から3項の合計で、20億9,451万4,363円。こちらは県の決定額で支出いたしました。全体で前年度比較2億1,117万9,527円の増額となります。

第4款・共同事業拠出金273円を支出いたしました。内容は、退職者医療に係る年金受給者医療の確認に係る費用となります。

第5款・保健事業費、第1項・特定健康診査等事業費4,896万4,799円。内容につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健診及び特定保健指導に係る経費を支出いたしました。前年度比、約332万円の減です。こちらの要因といたしましては、対象者数及び受診者数の減と考えられます。

第2項・保健事業費、2目・保健衛生費、衛生普及費1,730万7,778円。こちらは人間ドックや脳ドックの補助、医療費通知、保健カレンダー作成等にかかる経費となります。前年度比約280万円の減となります。

2目・生活習慣病予防対策事業費567万2,463円。こちらは、糖尿病治療中断者、健診異常値放

置者への、受診勧奨事業を行い支出いたしました。前年度比 264 万円の減となります。

第 6 款・基金積立金 2 万 6,105 円、財政調整基金に利子分として支出いたしました。令和 6 年 5 月末現在の基金残高は 11 億 3,320 万 4,222 円となっております。

第 7 款・諸支出金、第 1 項・償還金及び還付加算金、1 目・一般被保険者保険税還付金 634 万 6,835 円。

3 目・償還金 263 万 1,000 円。こちらの内容は、保険者努力支援分 86 万 3,000 円、特定健診等負担金 176 万 8,000 円について、過年度分の精算金で国へ返還した金額となっております。

4 目・一般被保険者保険税還付加算金、こちら 2 万 2,700 円を支出いたしました。

第 2 項・公営企業費 594 万 8,000 円。こちらは特別調整交付金で算定されました、市立病院への、直営診療施設整備補助金を国保会計に一度収入いたしまして、同額を市立病院事業会計へ支出いたしました。内訳は、平日夜間等診療分、超音波診断装置購入分となります。

以上、合わせまして、令和 5 年度の支出済額は合計で 75 億 3,456 万 4,636 円となります。

次に、下の表、医療費の欄をご覧ください。

令和 5 年度全体の支出額 51 億 7,295 万 8,351 円は、前年と比較いたしまして 1 億 8,433 万 8,977 円の増。率にして 3.7% の増となっております。

平均被保険者数は 1 万 6,640 人で、前年度から 814 人の減、率にして 4.7% の減となっております。

1 人当たりの支出額 31 万 838 円は、前年と比較いたしまして、2 万 5,055 円の増、率にして 8.8% の増となっております。

最後に、1 ページ目、前面にお戻りください。一番上の表になります。令和 5 年度の決算状況の歳入歳出総額となります。

区分、歳入総額 A は 75 億 5,896 万 174 円。歳出総額 B は 75 億 3456 万 4636 円となっております。

形式収支は、2,439 万 5,538 円のプラスとなっております。単年度収支、アーノードでは 3,280 万 7,618 円のマイナスとなっております。

続きまして、国保税の担当者からご説明いたします。

【保険年金課】

令和 5 年度の国保税関係の歳入歳出決算について、ご説明させていただきます。

表面の歳入決算額をご覧下さい。

第 1 款・国民健康保険税、1 項 1 目・一般被保険者国民健康保険税につきまして、令和 5 年度調定額 17 億 3,147 万 5,792 円。収入済額 13 億 9,999 万 3,241 円。前年比 6,079 万 6,272 円の減となります。減額の要因としましては、被保険者数の減少による調定額の減があげられます。参考までに、令和 4 年度末の人数につきましては 16,918 人。令和 5 年度末の人数につきましては、16,097 人。前年比 821 人の減となっております。

続きまして、令和 5 年度収入状況について、説明させていただきます。表面の歳入決算額の下の欄、収入状況をご覧ください。現年度分の調定額 13 億 8,115 万 1,100 円、収入済額 12 億 9,900 万 5,166 円、不納欠損額 7,600 円、未済額 8,213 万 8,334 円。収入率 94.1% で 0.2% の増となっております。

続きまして、滞納繰越分の調定額になります。こちらにつきましては、令和 4 年度末、未済額の合計に、還付未済額の金額と、遡って資格の喪失や過年度分の所得更正の金額を計算しての額にな

ります。調定額3億5,060万2,201円、収入済額1億98万8,075円、不納欠損額3,313万8,986円、未済額2億1,647万5,140円。収入率28.8%で、前年比2.4%の増となっております。

合計しまして、調定額17億3,175万3,301円、収入済額13億9,999万3,241円、不納欠損額3,314万6,586円、未済額2億9,861万3,474円。収入率80.8%で、前年度比2.1%の増となっております。説明は以上です。

【議長】

保険年金課からの説明が終わりました。

何か質疑、質問等ございますか。

小室委員お願いします。

【小室委員】

この決算書を見たのが初めてですので、分からぬ部分があるのですけれど、項目のところに、「調定額」とあるのですが、どういう意味なのか分からぬので教えてください。

【保険年金課】

調定額につきましては、国保税を計算する中での元の金額となっております。国保税につきましては、前年度の所得に対して、例えば、何%を掛ける計算をする、それが所得割ということなのですが、それと均等割というものがあります。1人につき幾らというのが決まっておりまして、そちらを足して、その世帯の、課税される金額を決めるというものが税額上の調定額ということになっております。基本的には国保税の課税される額、「課税額」ということになってきます。

【小室委員】

予算額とどう違うのでしょうか。予算というのは、ある程度調定をして「幾らもらう」というのを計算して、予算を立てられるわけですね。予算額とはどう違うんですか。

【保険年金課】

予算額との違いはですね、調定額というのは、笠間市全体の課税額が幾らということでの計算されます。それに対して、予算額は、どのぐらいの割合で収納があるかによって予算を立てます。100%入ってくれれば調定額イコール予算額になりますが、現状でいいますと、約94%ということで、調定額に対して94%の収納見込みで算出したものが、予算額ということで財政上計上している金額でございます。

【小室委員】

調定額というのは、未納がないことを仮定した金額で、実際はそうではないから、ということで予算を立てているわけですね。分かりました。ありがとうございます。

【議長】

ありがとうございました。ほかに質問はございますか。

瀧本委員お願いします。

【瀧本委員】

瀧本でございます。

挨拶でも述べましたように私素人なので、今ご説明頂いた詳細な内容を今後勉強して用語とか、調べていきたいなと思ってるんですが、ごく基本的なところで、ちょっと伺いたいことがありましたのでお願いします。まず1点目は、被保険者の減少によって調定額が減ったということなので、被保険者が減少した要因というのはどういうことなんでしょうか、821人減ったということなんですが、これはなぜ減っているんですか。

【保険年金課】

被保険者の減少の要因についてですが、先ほど、会長の方からもありましたように、今、団塊の世代の方がどんどん後期高齢者の方に移行されています。また、被用者保険、いわゆる社会保険の適用が拡大になりましたので、今まで、例えば、被用者保険の収入要件が厳しかったため、一定以上の勤務がないと社会保険の方に入れなかつたものが、要件が緩和されたことによって、社会保険に加入できるようになりました。こういったこと、つまり、被用者保険の条件緩和と後期高齢者に移行される方の増加により、国保の一般被保険者の数が減少しているというようなことで考えております。

【瀧本委員】

わかりました。

それから、もう一点よろしいですか。

督促手数料について、私の感覚的なものなんですけども、印象としてはかなり多いのかなあと。120万も手数料でかかっている。件数でいうと1万件を超えてる。120万円も無駄使いみたいなものですよね。前年よりは若干減っているようなのですけれども、例年の傾向として、1万件ぐらいずつあるんですかね。

それと、何か手だてはないのかなという気はするんですよね、減らす手だてですね。

【保険年金課】

今のご質問につきましては、やはり直近では、1万件ぐらいで推移をしておる状況でございます。

対策としましては、督促手数料100円をつけて納付してもらうということの前に、まずは、窓口等での納税相談をおこなっております。

その中でお支払いできない方、期限内に納められない方につきましては、例えば、「分割等で、どのようにこれから納めるか」ということでお話をさせていただいております。あとは、実際なかなか納められない方等が、社会情勢上増えており、1万件位いらっしゃるんですけども、なるべくでしたら本税だけで納期限に納めていただきたいというのではあります、どうしても納められないという方がやはり督促とプラスして納めていただいているのが現状なんです。

それでもなお、納められない方につきましては、現年分に対しましては、その方に電話をかけまして、納めてくださいということで、納付を促しているという対策もとっている状況でございます。

なるべくあれば期限内に納めていただきたいということでは考えております。

【瀧本委員】

分かりました。ありがとうございます。

【保険年金課】

補足させていただきます。

国民健康保険税は、納期が8回あります。期別も多いというところと、滞納繰越分の納付があつた際も、督促料が納付されるので、そういったところで件数としては、多いという印象があるのかなと思います。

【議長】

ありがとうございました。他に質問はございますでしょうか。

島川委員お願いします。

【島川委員】

質問という訳ではないのですが、ちょっとお話しさせて頂ければなあと思います。

この決算状況を見ると令和5年度は、歳入は増えているんですけども。

これは、先ほどの県支出金の普通交付金を出していただいたということでなっているんですけども、この形式収支のAからBを見ますと、この3年でどんどん激減してるんですよね。

これはゆゆしき問題だなと思うし、市長もいつもあらゆる時に人口減の問題をお話されますが、人口減に伴って、国保の加入者も減っている。それから、先ほど説明があった、社会保険への加入を積極的に進めているというところがあります。それから後期高齢者保険に移行する人が多くなると（国保加入者も）減ってきてしまうというところで、収入の方は本当に徐々に減ってしまうのかなと思います。これは、笠間市に限らず国全体もそうかと思うんですね。

じゃあ、それに対して、支出を減らせば良いのですが、私は薬剤師なので、薬という点でお話をさせていただきますと、今、非常に高い薬が増えています。例えばC型肝炎の薬では、3か月で約400万円かかります。それもほとんど公費負担になります。すなわち、行政や国が負担するということです。

それから、ご存じのとおりアルツハイマーの新しい薬がエーザイから今度出ますね。これが相当な金額になります。まだ、今のところ、日本で検査を出来る機関があまりないので、まだそんなに多く使われていないですが、それがどんどん検査できる機関が増えてくれれば、（金額も）どんどん増えてくることになります。

それと、医療の技術は、ものすごく進んでいますし、手術等の技術は、本当に安全が高く、すごくいいものができている。だから、当然そういう技術料というのは、下げることが出来ない。

ですから、支出に関しては、本当に大変な部分があります。後発品というのは、皆さんよくご存じかと思います。国の大きな施策の一つとして、後発品を使うことによって医療費をどんどん下げるというのが大きな目標でした。ただ、これも、国が80パーセントというのを目標にしていましたけれども、これをもうクリアしています。だから、これ以上伸びることはほとんどないですし、ご存じのとおり、今、薬は本当に手に入らないです。テレビ等の報道機関が報道してくれるのは、本当にありがたいのですが、実態はもっと酷い状況です。薬が突然入らなくなっています。我々も先月の始めからは、抗生素質がほぼ全滅状態になっています。突然なんです。咳止めなどは、半年以

上、ほとんど入ってこないです。少し改善してきたかなという感じはしますけれども、次、何が起こるか全然我々も分からないです。だから、薬に関しては、後発品の使用数がどんどん増えるということは無いと思っています。

じゃあ、（支出を）減らすにはどうしたらいいか。薬の部分に関しては、今、ポリファーマシーという問題があります。ポリファーマシーというのは、いわゆる多くの種類の薬を飲んでいる方におこる有害事象のこと、国の計算では、高齢者で6種類以上飲んでいる方の場合は、それらの飲み合わせの問題とか、副作用の問題で、色々な有害作用が出やすいという状況があって、なるべく減らすようにというようなことで、医師も薬剤師もプレッシャーが来るんですけども、なかなかそこも難しいところもございます。もちろん、患者さんの同意も必要ですし、それをどう判断していくのかという問題もありますし。

ただ、これ自体は、国も相当大きな施策と捉えているところがありまして、笠間市でも今年度薬剤師会と共同で、「高齢者のポリファーマシー、多重服用に関する施策」を導入する予定で、薬剤師がご自宅にお伺いして、色々なチェックをして、減らせる薬は減らしたいという形で取り組んでいこうとしています。そういうこともやっているということを、一般の方が分かっていただければと思います。

もちろん、医療の部分に関しては、私は分かりませんから、菅谷先生、石本先生からお話をいただければと思うのですけれども、私からも、少しだけお伝えできればと思いましてお話をさせていただきました。

【議長】

ありがとうございました。他にご質問はございますでしょうか。

私の方から、一点お伺いしてもよろしいでしょうか。

決算の方で、5の保健事業の決算額が、前年と比べて低くなっています、「対象者、実施者が減った」というご説明がありました。私のイメージだと、コロナが少し落ち着いてきたというところで、実施者は増えたのかなと思ったのですが、「実際はそうではなかった」ということで、その辺りを、事務局の方でどう分析されているのか、ご説明がありましたら幸いです。

【保険年金課】

今、ご質問いただいたのは、衛生普及費の欄でよろしいでしょうか。

【議長】

裏面の5. 保健事業費の前年比較をみると全部減になっているかと思います。特定健診等事業費であったり、保健衛生普及費であったり、生活習慣病予防対策事業が前年から比べると減になっておりますが、コロナが落ち着いて、令和5年度は、国保の方でも色々な保健活動が復活してきた傾向が見られたかなと肌感覚的では思っていたのですが、実際には、「減」という状況ですので、事務局の方で、何か分析していることがございましたら、ご説明いただければと思います。

【保険年金課】

まず、人間ドックの補助金について、令和4年度は755人が受検していたところですが、令和5年度は711人と、44名の減というようなところが数字として出ております。

特定健診の受診者に関しては、概況の一番後ろのページにも記載がございますが、特定健康診査の集団健診の受診者数は、令和4年度が4,485人、令和5年度が4,253人と約230名程受診者数が減っております。

【議長】

質問が上手に伝わらなかつたかもしれません、減になった原因についての分析はどのようにしているのか。例えば、健診の説明の方法が変わったとか定員を減らしたとか、何か、減になった理由について、事務局の方で分析されていれば教えていただきたいなと思います。

【保険年金課】

特定健診で申し上げますと、受診率が4年度が39.7パーセント、5年度が39.4パーセントと、0.3パーセントの減とはなっておりますので、受診率自体は、ほぼ同じというところですが、やはり受診者数が少なくなれば、支出の方は同じように減少していきますので、定員の数を減らしたりですとか会場数を減らしたりですとか、そういったことは特段行ってはおりません。

【保険年金課】

補足させていただきます。先ほど会長の方から、分析という言葉がありましたが、細かい分析はしておりますが、最終的にドックにしても健診にしても受ける方の考え方というのは当然ありますが、当初からお話しているように、全体的に加入者が減っております。例えば、決算ベースで言いますと、前年比で650人も減っています。やはり全体数が少なくなれば、受ける方も少なくなっていくのかなというところはございます。

【議長】

対象者が減ったからこの数だということで、特段、想定内の減という形でご判断しているという形でよろしいですか。

【保険年金課】

はい。想定内といいますか、一つの要因かなという風には考えております。

【議長】

ありがとうございました。

【駒林委員】

駒林です。私は、皆さんには、「えっ」と思われるかもしれないのですが、もう何年も前から健康診断には行っていません。なぜならば、保健師さんが一年に3～4回いらっしゃって、「料理の指導とかになぜ来られないんですか」と、何度も来るんですよ。

私は、糖尿病の予備軍とは言われていますけれども、まだ、「糖尿病にはなっていない状態」だったので、仕事も忙しくて行けないし、「行けないんです」と言っているのにも関わらず、何度も来られて、精神的に嫌になってしまって、「もう健康診断は行きません」と、そこで断つてしまつてから、もう10年位行っていません。健康のために、近くの健康体操に行ったり、食事も一生

懸命気を付けてはいますが、健康診断には行っていません。受診者が減った中には、私みたいな人も中にはいるのかなと思って、今聞いていました。健診に行かない理由は、色々な人がいると思いますが、その中に一人として、お話をしました。

【議長】

ありがとうございました。

督促とか勧奨というのは、中々難しいなあとお伺いしながら思いました。ありがとうございます。他に質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了しまして、次の事項に移ります。

第2号、令和5年度笠間市立病院事業会計決算を議題といたします。市立病院事務局より説明を求める

【市立病院事務局】

報告事項第2号令和5年度笠間市立病院会計決算につきまして報告させていただきます。資料の方をご覧いただきたいと思います。

最初に収益的収入及び支出でございます。

まず、収入ですが、第1款・病院事業収益、第1項・医業収益、1目・入院収益は決算額2億9,430万5,000円で、前年より952万9,000円の減となっております。入院患者数は、年間延べ9,380人で、前年より6人の増。1日平均では25.6人となり0.1人の減となっております。

2目・外来収益は、決算額3億946万8,000円で、前年より3,541万4,000円の減となっております。外来患者数につきましては、年間延べ2万3,823人で、前年度より1,506人の減。1日平均では98.0人となり、6.2人の減となっております。外来患者数の減は、新型コロナウイルス感染症などの発熱外来の患者数の減が影響しております。3目・その他の医業収益は、決算額1億7,146万9,000円で、前年度より3,446万7,000円の減となっております。収益の内訳は、室料差額収益1,162万5,000円、公衆衛生活動収益4,958万5,000円、訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援が4,971万6,000円、その他の医業収益が6,054万3,000円となっております。

その他の医業収益の減は、一般会計繰入金の見直しによる減と、平日夜間日曜初期救急診療の収益改善による運営経費負担金の繰入れの減によるものでございます。

第2項・医業外収益、1目・他会計負担金は、決算額2,756万4,000円で前年度より115万9,000円の増となっております。病児保育運営分野、地域医療センター笠間管理費分などでございます。

2目・他会計補助金は、一般会計からの補助金で、決算額4,203万、前年度より2,033万円の増となっております。こちらは、繰り出し基準によるものでございます。

3目・患者外給食収益は、決算額132万6,000円で、前年度より1,000円の増となっており、職員給与費などでございます。

4目・その他の医業外収益は、決算額1,088万5,000円で、384万1,000円の減となっており、自販機設置費、設置料、電話ファックス利用料などでございます。

5目・国県補助金は、決算額90万8,000円で、29万2,000円の減となっており、医療機関福祉施設等物価高騰対策支援金でございます。

3項・特別利益、2目・過年度損益修正益は、決算額106万7,000円で411万4,000円の減となっており、前年度の賞与法定福利費引当金の差額分でございます。

3目・その他特別利益は、決算額36万8,000円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款・病院事業費用、第1項・医業費用、1目・給与費は5億593万4,000円で、前年度より1,820万9,000円の増となっており、給与費、手当、報酬、法定福利費などでございます。

2目・材料費につきましては、1億2,891万1,000円で、前年より641万9,000円の減となっており、薬品費、診療材料費などでございます。

3目・経費につきましては、1億5,063万円で、前年度より1,926万8,000円の減となっており、光热水費や地域医療センター総合管理委託料などでございます。

4目・減価償却費は8,039万円で、前年度より572万9,000円の減となっており、建物や機械備品などの減価償却費でございます。

5目・資産減耗費は12万1,000円、前年度より176万7,000円の減となっております。

6目・研究研修費は396万1,000円で、前年度より143万8,000円の減となっております。

第2項・医業外費用、1目・支払利息は176万4,000円で、前年度より17万円の増となっております。

2目・患者外給食材料費は、128万9,000円で、比較増減なしでございます。

3目・医業外給与費は1,056万9,000円で、前年度より82万6,000円の増となっており、病児保育室、職員の報酬などでございます。

4目・その他医業外費用は1,313万2,000円で、前年度より8万4,000円の増となっており、病児保育運営費及び行政施設管理費等でございます。

5目・雑支出につきましては2,554万6,000円で、前年より423万8,000円の減となっております。

収益的収入及び支出につきましては、総収益8億5,939万円に対し、総費用は9億2,224万7,000円となり、マイナス6,285万7,000円の純損失となりました。

続きまして、次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出について、説明をさせていただきます。

まず、収入ですが、第1款・資本的収入、第1項・企業債、1目・企業債は、決算額280万円で、前年度より1,340万円の減となっております。

第2項・出資金、1目・出資金は、決算額2,544万9,000円で、前年度より1,050万円の減となっており、企業債元金分や超音波診断装置など機械備品購入を一般会計より収入いたしました。

第3項・補助金、1目・事業間鑑定補助金275万円は、国民健康保険特別会計補助金を収入しており、前年度より165万円の減となっております。

次に支出でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、1目・資産購入費は、決算額1,082万3,000円で、前年度より2,519万3,000円の減となっており、機械備品購入でございまして、超音波診断装置などを購入しております。

第2項・企業債償還金、1目・企業債償還金につきましては、企業債元金の償還で、決算額は4,174万2,000円で、前年度より506万2,000円の増となっております。

資本的収入及び支出においては、収入合計3,099万9,000円に対し、支出合計5,256万5,000円となっており、本年度の資本的収入額が資本的支出に不足する額は2,156万6,000円であり、これを過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上で説明をおわらせていただきます。

【議長】

ただいま説明が終わりました。質問等ございましたらお願ひいたします。島川委員お願ひします。

【島川委員】

先ほどの説明で、外来収益等が減った理由として、コロナやインフルエンザの発熱外来の患者さんが減ってきたことがあげられておりますね。元々、新しい市立病院になって、かなり収益が良くなってきたところなんですが、これ、コロナ前の令和元年度と比べて、入院収益外来収益というのは上がっているんでしょうか、ちょっと教えていただきたいです。

【市立病院事務局】

コロナ前に比べると上がっておりますが外来患者数は、今はコロナが徐々におさまりつつあることから、コロナのピーク時よりは減っております。コロナ前よりは現在は上がっております。

【島川委員】

ありがとうございます。先ほどの人口減の問題とも非常に絡んでくるということで、やはり、人口が減れば患者も減ります。以前、水戸医療圏から笠間医療圏の会議で、「2020年度をピークに外来の患者は減少に転じている」という風に聞いたのですが、そうすると、今後も、突発的な何か病気が流行らない限りは、患者は増えていく見込みはあまりないのかどうか。まあ、これは予測でしかないので、市の方でも何か考えてらっしゃることがあれば教えていただきたいです。

【市立病院事務局】

人口減少ということがありますので、外来患者数については、中々増という見込みはない可能性はあるかと思います。ただ、コロナの状況などもまだ分からぬようなどころがありますので、その辺りは、正直なんとも言えないような部分はあります。

ただ、入院に関して言えば、高齢者が増えてきますので、県で作っている地域医療構想等でも、病床数、特に回復期病床などは必要であるだろうということで、市立病院は、現在回復期病床の方で主にやっておりますので、県の計画の意向には合ったような形となっております。

【島川委員】

ありがとうございます。今の部分については、「県立中央病院で長くは入院できない。では、受け入れ先はどこになるのか」となった時、市立病院があるということは、すごく市民にとっては安心なところかなあと思います。

あと一点、支出のところで、医療費用の2の材料費ですね、この給食材料費に関して、お尋ねします。今は、小学校でも給食の材料費は、物価高で上がってきています、小学校も大変な状態になっています。小学校の児童数からすればずっと少ないんですけども、ここの給食材料費についても、やはり上がっていって傾向があるんでしょうか。教えてください。

【市立病院事務局】

給食材料費につきましては、物価高に伴いまして、上がっております。

入院時の食事代というのは、国で金額を決めているのですが、国の方でも若干、30円ほど上げております。

材料費につきましても、委託業者の方から、現在のままでは材料費が賄えないということでありまして、国で上げた分と同額の分を契約変更をして上げております。

【島川委員】

ありがとうございます。中々厳しくなってくると思うんですけれども、本当に一生懸命やっていただきたいと思います。

【議長】

ありがとうございます。他に質問等はございますか。

瀧本委員お願いします。

【瀧本委員】

非常に乱暴な比較なのですが、入院患者が減って、外来患者も減って、収入が下がっている。でも、支出の方をみると、給与費が上がっている。単純に考えれば、患者が来なければ、仕事量も減って下がるんじゃないかなあと、素人考えでは思うのですが、その辺りはどういうことになっているのでしょうか。

【市立病院事務局】

市立病院の場合には、公務員という職の関係上、患者が多い少ないに関わらず、給与というのは決まったものでして、辞める方がいて新しい若い人が入れば別ですが、基本的には、そういったことがなければ、年々、国の方で定める人勧によって上がっていきます。民間病院ですと、収益に併せて給料も変動するということもあるのかもしれません、公立病院の場合は、給与の段階的なもので上がっていますので、増えているような形になっております。

【瀧本委員】

残業費は当然減りますよね。

【市立病院事務局】

市立病院の方では、世間一般でいう「病院」に比べると非常に少ないです。医師でも、月10時間が平均ですし、看護師や他の医療の職種についても、決して多くはない状況です。

【議長】

ありがとうございます。

坂本委員お願いします。

【坂本委員】

支出のところの病児保育の事業について、受け入れは定員が3名ということで行われていると思うんですが、どのような状況で運営されているかもう少し詳しくお願いします。

【市立病院事務局】

病児保育につきましては、子ども福祉課からの依頼の事業ということで行ってなっています。

病院の敷地内で病児保育を行っていますが、今おっしゃったように、定員3名ということでやっています。

感想になってしまいますが、最近かなり増えてきておりまして、去年までと比べて、需要がかなり多く、ほぼ毎日埋まっている状況です。

【坂本委員】

ありがとうございます。この事業、看護師の方を常駐されなければならないかと思うのですが、何名の方で対応されているんですか。

【市立病院事務局】

職員3名ですけれど、そのうち1人が看護師ということで、必ず看護師1名はつくような形です。

【坂本委員】

分かりました。では、この病児保育職員報酬のところは、この看護師の方の報酬でよろしいのでしょうか。

【市立病院事務局】

看護師1名と保育士2名分の報酬になります。

【議長】

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

なければ、審議を終了し、次の事項に移ります。

第3号、笠間市国民健康保険税条例の一部改正について保険年金課より説明を求めます。

【保険年金課】

報告事項第3号。笠間市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この、笠間市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和6年第2回定例議会へ上程し可決されたものでございます。

1の改正の概要でございますが、地方税法施行令の一部改正により、後期高齢者支援金等課税額、後期分の課税限度額の引き上げと、低所得者世帯に対する5割及び2割軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行いました。

続きまして、2の改正の内容でございますが、①につきましては、後期高齢者支援金等課税額（後期分）の課税限度額を22万円から24万円に改正いたしました。なお、医療分、介護分の課税限度額につきましては、今年度の改正はございません。課税限度額合計は、昨年度104万円。今年度は、合計106万円となり、2万円の増となっております。

②につきましては、世帯主及び国保加入者の前年の所得が一定基準以下の世帯につきまして均等割を減額して国保税の軽減を図るもので、軽減対象範囲が拡大されました。

(1) の 5、割軽減世帯につきましては、被保険者数に乗ずる額を 29 万円から 29 万 5,000 円に、5,000 円の引き上げ。

(2) の 2 割軽減世帯につきましては、被保険者数に乗ずる額を 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に 1 万円の引き上げとなっております。なお、7 割軽減世帯につきましては、今年度の改正はございません。

最後に 3 の施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から適用としております。

説明は以上となります。

【議長】

ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。

質問等はございますでしょうか。

ないようですので、次の事項に移りたいと思います。

第 4 号、令和 5 年度平日夜間日曜初期救急診療の状況についてといたします。

市立病院事務局より説明をお願いします。

【市立病院事務局】

報告事項第 4 号、令和 5 年度平日夜間日曜初期救急診療の状況について説明させていただきます。

最初に平日夜間診療ですが、合計を報告いたしますので、表の一番下の計をご覧ください。

まず、診察日数ですが、年間 244 日間の診療を実施いたしました。患者数は、大人 204 人、子ども 62 人で合計 266 人、前年度に比べて大人は 97 人の増、子どもは 22 人の増。合計で 119 人の増となっております。1 日当たりの人数は 1.1 人で 0.5 人の増となっております。収支につきましては 1,444 万 1,000 円の歳出超過で、前年度から比較すると 143 万 4,000 円超過額減となっております。

続きまして、日曜診療について説明いたします。診察日数は、年間 52 日間でした。患者数は大人 566 人、子ども 264 人で合計 830 人。前年度に比べて大人は 373 人の増、子どもは 176 人の増、合計で 549 人の増となっております。1 日当たりの人数は 16 人で 10.5 人の増となっております。収支につきましては 77 万円の歳出超過で、前年度から比較すると 804 万 6,000 円超過額減となっております。

平日夜間診療及び日曜診療の合計は、大人は 770 人で、前年度に比べて 470 人の増。子どもは、326 人で 198 人の増、合計 1096 人で 668 人の増となっております。また、1 日当たりは 3.7 人で、同じく 2.3 人の増となっております。前年度と比較して、患者数が増加した主な理由としては、令和 4 年度末から風邪症状のある患者に対しての新型コロナウィルス感染症の抗原検査を対応可能としたことが挙げられます。

収支につきましては 1,521 万 1,000 円の歳出超過でございましたが、令和 5 年度は、国民健康保険調整交付金から 319 万 8,000 円の収入があったことから、実質 1,201 万 3,000 円の歳出超過となり、前年度に比べて 956 万 8,000 円超過額が減る結果となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

【議長】

説明が終わりました。何か質問事項等、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【島川委員】

私も救急診療の当番として入っておりますので、始まって最初から入っている最古参なものですから、ちょっと状況などを一般の方々にお話させていただければと思います。

確かに、以前コロナの真っただ中はほとんど、どの病院でも受診控え、また、受診拒否ではないけれども、ちょっと診れませんというのがありましたけれども、笠間市立病院でも救急診療の場でも抗原検査キットを使ったコロナ検査それからインフルエンザに関してもそれを再開しております。

ただ、そんなに患者さんが増えない背景は、特に日曜日ですと朝の9時ぐらいですと電話がひっきりなしなんです。9時から10時半位まで電話がひっきりなしです。これだと相当な人が来るなと思うんですけども、どうしても検査となると、例えば看護師さんが防護ガウンを着て検査して反応が出るまでに時間がかかるという手間を考えますと、どうしても1人当たり20分位はかかるんですね。そうすると1時間に診れる患者さんも少なくなってしまうというところもありまして。

あとは、電話のほとんどの多くは、熱がちょっと出たんだけど、それを診てくれないかとかいうパターンは多いんですね。これはご存じのとおり、熱が出てすぐやったからといって、インフルエンザもコロナも反応出ませんので、基本的には半日以上、理想は1日以上経過しないと反応はでないので、そういうようなことをお話しして、市販の検査キットは薬局にも置いてありますから、そちらでお買い求めになって、検査してみてください。という形をとるので、実際いらっしゃる方はすごく少なくなるんですけど、ただ、やはり、日曜日は、まあまあ来てるなあという感じで、その辺りは、日曜日だけですけども、収益は悪化していないような状態です。

笠間市民は、調べた訳ではないけれども、昼間の色々な診療体制がきちんと出来ているから、夜間等にはあまり要望がなく、だから、全体としては、良い医療の体制が出来ているのかなあと、勝手に思ってはいるところです。正確に検査してみなければ分からぬところですけども、そのような状況でやっておりますので、そのことを少し知っていたらと思いましてお話しさせていただきました。

【議長】

ありがとうございました。他に質問等ございましたらお願いいたします。

はい。無いようですので、質疑を終了いたします。

以上で本日の予定しておりました議事は終了いたします。

長時間に渡りご審議いただき、ありがとうございました。以上を持ちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(7) 議長は、議事がすべて終了したので、議長を解任された。

(8) その他について、報告・説明する。

【司会】

その他（1）令和5年度笠間市特定健診の実施状況について保険年金課より報告いたします。

【保険年金課】

令和5年度笠間市特定健診の実施状況について、ご説明いたします。

まず、特定健康診査ですが、令和5年度の目標値として、対象者数11,692人、実施者数7,249人、実施率62.0%となっております。こちらの目標値につきましては、平成30年度策定の笠間市国民健康保険保健事業総合計画中、笠間市特定健康診査等第3期実施計画において定めた目標値から引用しております。

続きまして、令和5年度速報値ですが、対象者数12,055人、実施者数5,145人、実施率39.4%となっております。令和4年度と比較しますと、0.3%の減となっております。なお、速報値に用いる実施率は、茨城県国民健康保険団体連合会の数値を引用しているため、表中の実施者数から対象者数を割った数値とは異なりますので、ご承知おきください。

続きまして、特定保健指導の実施状況です。令和5年度の目標値が、対象者数734人、実施者数440人、実施率60.0%となっております。こちらの目標値につきましても、第3期実施計画において定めた目標値から引用しております。

次に、令和5年度速報値といたしまして、対象者数665人、実施者数135人、実施率20.3%となっております。令和4年度と比較しますと、13.9%の減となっております。

続きまして、令和6年度の目標値ですが、特定健康診査につきましては、対象者数11,494人、実施者数4,713人、実施率41.0%、特定保健指導につきましては、対象者数682人、実施者数253人、実施率37.0%を目標値としております。

なお、こちらの目標値につきましては、昨年度見直しをし、策定いたしました、笠間市国民健康保険保健事業総合計画中、笠間市特定健康診査等第4期実施計画において定めた目標値から引用しております。

説明は以上となります。

【司会】

今、説明がありましたけれども、何かご質問等ある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。
それでは次に移ります。

続きまして、（2）国民健康保険税率の改正に向けた検討について保険年金課より説明いたします。

【保険年金課】

その他（2）国民健康保険税率の改正に向けた検討について、ご説明申し上げます。

1. 国民健康保険制度の運営につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことになりました。県は、国保の医療給付費等の見込みを想定し、市町村ごとの「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険税率」を決定、市町村は、県が示す標準保険税率を参考に、「保険税率」を定め、「被保険者に対し賦課、徴収する。」とともに、県へ納付金を納付しております。

次に、2. 笠間市の国民健康保険加入及び医療費の状況でございますが、国民健康保険の加入状況につきましては、世帯数、被保険者数とも年々減少しております。一方で、医療費の状況は、1人当たりの医療費が伸びていることから、年々増加傾向にあります。平成30年度から令和5年度の国保加入状況及び医療費の状況につきましては、以下の表となっております。令和5年度の国保加入状況につきましては、世帯数10,535世帯、被保険者数16,097人となります。また、令和5年度の医療費総額については、51億7,295万8,351円、1人当たり31万838円となっております。

次に、3. 笠間市の国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金は、県が市町村に交付する保険給付に要する費用の財源に充てるため、市町村に納付を求めるもので、市町村が徴収した保険税を県に納めるイメージとなります。納付金の算定方法は、県の保険給付費見込額から公費等の見込額を加算・減算して、「県全体で納付金として集めるべき総額」を算出し、各市町村の医療費水準・所得水準に応じて算定されるものになります。平成30年度から令和6年度の納付金の推移につきましては、以下の表となっております。令和元年度から令和3年度は減額となりましたが、令和4年度以降増額が続いており、令和6年度の納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分合計で、21億2,224万6,666円となっております。

続きまして、4. 笠間市の国民健康保険税につきましては、令和4年度から県の方針により、県内全市町村において賦課方式を3方式から2方式に変更するとともに、保険税率を改正いたしました。保険税率の推移につきましては、以下の表となっております。現在の税率は、医療分、所得割率6.00%、均等割額2,000円。後期分、所得割率3.30%、均等割額11,600円。介護分、所得割率3.10%、均等割額13,000円となります。なお、県が示す標準保険税率は、医療分、所得割率7.10%、均等割額42,750円、後期分、所得割率3.32%、均等割額19,467円。介護分、所得割率2.75%。均等割額、19,985円となります。また、保険税の賦課状況は、被保険者数の減少により調定額が減少しており、令和4年度の改正に伴い、さらに減少しております。なお、保険税の現年課税分の収納率は、年々上昇しております。保険税の賦課、収納状況につきましては、下記の表となっております。令和5年度の調定額13億8,115万1,100円、収納額12億9,900万5,166円。収納率94.05%となっております。

続きまして、5. 笠間市の国民健康保険財政調整基金の状況につきましては、財政調整基金は、国民健康保険事業の財政を調整し、健全な財政運営に資する目的の基金であり、令和4年度までは、余剰金の一部を積立に充てることができましたが、令和5年度は、国民健康保険事業費納付金の納付に必要な財源不足を補填するため、取崩しました。令和6年度以降においても、同様に基金を取り崩す見込みで、基金残高がさらに減少することから、今後の健全な財政運営のため、財源の確保が不可欠な状況であります。平成30年度から令和6年度の財政調整基金につきましては、以下の表となっております。令和5年度末残高が、11億3,320万4,222円。令和6年度末残高見込みが8億491万1,222円となっております。

最後に、6. 保険税率改正の方針につきましては、被保険者数は減少傾向にあるものの、1人当たりの医療費は上昇しており、また、国民健康保険事業費納付金の減額は見込めない状況にある中、現在の保険税率では納付金の財源としては不足が生じており、国民健康保険財政調整基金の残高も減少していく見込みであることから、健全な国保財政運営のため、令和7年度からの保険税率改正を検討いたします。なお、検討に当たっては、県の算定した標準保険税率を参考にするとともに、基金を有効活用し、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮するものといたします。

説明は以上となります。

【司会】

保険年金課からの説明が終わりました。ご質問等のある方はお願いいたします。

【小室委員】

裏のページの保険税の収納状況というのは、実際の金額ですよね。5年度だと、12億9,900万と

いうのが実際の数字だと思うのですが、一番最初にご説明いただきました決算状況の令和5年度の収入済額とは数字が違うのですが、これは、同じにはならないのでしょうか。

【保険年金課】

今のご質問につきましては、先ほどご説明させていただいた、12億9,900万5,166円につきましては、こちらはあくまでも現年課税分ということになります。保険税には、現年分と滞納繰越分とで2つあります、その2つの中で、こちらの資料としては、あくまでも現年課税分のものになっておりまます。滞納繰越分というものがございまして、そちらが合計されていないというような状況でございます。

【小室委員】

一番最初の決算状況の報告1の方の収入済というのは、滞納分も含めているということですか。

【保険年金課】

そうです。最初の決算状況中、1.一般被保険者国民健康保険税の中の収入済額の約13億円につきましては、先ほどお話しました滞納繰越分が含まれているということでございます。詳細につきましては、最初の資料の中で、一番下のところに、収納状況というものがございますので、こちらの5年度をみていただきますと、現年度分と滞納繰越分が2つに分かれております。その中の現年分の12億9,900万円、この金額が現年度で計上されています。

【小室委員】

分かりました。上だけしか見ていなかったので、申し訳ありません。ありがとうございます。

【司会】

その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、②その他の説明は以上となります。

その他、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の日程は終了となります。はい。会議録署名委員の小室委員。島川委員には、会議録が出来次第、内容確認、そして署名をいただきにお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。また、本日の会議資料のうち、その他（2）保険税率の改正に向けた検討については部外秘とさせていただいております。取り扱いにはご注意されますようお願ひいたします。

それと今年度の運営協議会の予定でございますけれども、年内に2回目、そして、年明け2月頃に3回目と、あと2回会議を開かせていただく予定をしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回笠間市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

長時間に渡りありがとうございました。

（9）本日の議題は全て終了した。